

「日本年金機構プリンタ設備等(カラープリンタ等)のリース及び保守業務等 一式」
調達仕様書(案)に係る意見招請等の回答について

令和8年6月

日本年金機構
システム企画部

項番	照会事項			回答	
	案件	頁	章番号等		
1	カラープリンタ等	調達仕様書 P6	1.6.1 契約期間(予定) (4)リース及び保守期間 ③本番機	他案件の調達仕様書には「令和10年4月1日から令和15年3月31日 ※保守機も含め、令和10年3月31日までに納入すること。」との記載がありますが、「カラープリンタ等」の調達仕様書には※書きの記載がございません。他案件の記載に合わせて追記をお願いいたします。	ご指摘のとおり、記載が漏れておりましたため、「※保守機も含め、令和10年3月31日までに納入すること。」の文言を追記いたします。
2	カラープリンタ等	調達仕様書 P9	1.7.3 契約満了後における設置台の無償譲渡	所有権移転リース、所有権移転外リースを明確にする為、以下の記載に修正頂くことをご検討願います。 “契約満了後、設置台は無償譲渡することとする。” また、その他無償譲渡を希望する機器や備品について、明確に記載頂きたく存じます。	設置台は買取りとするため、調達仕様書上から設置台の無償譲渡に関する記載は削除いたします。
3	カラープリンタ等	調達仕様書 P9	1.7.4 ハードウェア保守変動費における留意事項 ②	相談事項 以下の記載に見直しをお願いいたします。 (見直し前) カウンタ情報については、4G又はLTE等の閉域網を経由して、機構と取り決めた月次期間内(開始日から締日)の印刷枚数を収集し、請求根拠とすること。 (見直し後) カウンタ情報については、4G又はLTE等の閉域網または自動検針装置 ~ キャリアアクセスポイント間をローカルIPでのIP網を経由して、機構と取り決めた月次期間内(開始日から締日)の印刷枚数を収集し、請求根拠とすること。	機構のセキュリティポリシーを満たしているか確認の上、当該要件の修正を検討いたします。
4	カラープリンタ等	調達仕様書 P9	1.7.4 ハードウェア保守変動費における留意事項 ②	確認事項 (対象部分) 「カウンタ情報取得が失敗した場合のリトライ機能を有することとし、機器は保守機として倉庫に保管しているものを除き、原則として通電しているものとする。」 (確認事項) 自動検針用カウンターデータは締め日前日の正午時点でのカウンタをその日の午後後に発行する動きになります。自動検針用カウンタの通知に失敗した場合、日々通知している定時データ(日/1回)にもカウンタデータがあるため、自動検針用データの代わりに最終更新タイミングの定時データ上にあるカウンタデータで代用する場合があります。こちらを踏まえ、定時データをリトライと理解して問題ないでしょうか。	カウンタ情報の取得が失敗した場合、定時データで代用する方針に問題ございません。なお、自動検針装置を用いたカウンタ値の収集はあくまで、参考値とします。
5	カラープリンタ等	調達仕様書 P9	1.7.1(4)プロジェクト完了後に一括で支払う費用 ①	プロジェクト管理・開発・移行等に係る一時経費に以下の費用も含むとの記載がございますが、契約書の月額費用ではどのような記載方法となるか記載イメージについてご教示ください。 ・カウンタ情報に基づき支払う費用(令和10年3月中で機構と取り決めた日までの費用)	「カウンタ情報に基づき支払う費用(令和10年3月中で機構と取り決めた日までの費用)」は一時経費のうち変動費用として支払うものです。契約書の月額費用明細には、印刷予定枚数と1枚あたり単価を記載いただく想定です。
6	カラープリンタ等	調達仕様書 P12	1.8.5 撤去・データ消去	本番機の撤去は令和14年11月1日ではなく、令和14年11月央に開始されるという認識で合っておりますでしょうか。	ご認識のとおり、本番機の撤去開始は令和14年11月央を想定しております。調達仕様書の記載は現行どおりとしますが、正確な日程は本案件の次の更改における受託者と調整願います。

「日本年金機構プリンタ設備等(カラープリンタ等)のリース及び保守業務等 一式」
調達仕様書(案)に係る意見招請等の回答について

令和8年6月

日本年金機構
システム企画部

項番	照会事項			回答
	案件	頁	章番号等	
7	カラープリンタ等	調達仕様書 P15	2.1 当該調達及び関連する調達の方式、実施時期 表2.1.1 当該調達及び関連調達 ■「モノクロプリンタ」の調達仕様書上の記載 4案件とも令和8年9月 ■「納付書プリンタ」、「カラープリンタ等」、「複合機」の調達仕様書上の記載 4案件とも令和8年10月	「モノクロプリンタ」の調達仕様書上の記載が正しいため、調達仕様書の記載を4案件とも「令和8年9月」に修正いたします。
8	カラープリンタ等	調達仕様書 P15	表2.1.1 当該調達及び関連調達	評価方式については、本公示にて示す提案書作成要領等の資料を参照願います。
9	カラープリンタ等	調達仕様書 P19	4.2.2 情報システムの経費区分	表 4.2.2.1 情報システムの経費区分 項番5 据付調整経費の「対応する調達内容」欄に記載の「項番13 撤去等準備」「項番14 撤去等実施」は据付調整経費ではなく、項番8 廃棄経費と思われます。 ご指摘を踏まえ、調達仕様書の表4.2.2.1「項番5 据付調整経費」から「項番8 廃棄経費」へ、以下の項目の記載箇所を変更いたします。 ・項番13 撤去等準備 ・項番14 撤去等実施
10	カラープリンタ等	調達仕様書 P19	4.2 成果物の範囲、納品期限等 4.2.2 情報システムの経費区分	表 4.2.2.1 情報システムの経費区分 項番19 「コールセンター経費」について、職員様の一次受けとなるコールセンター業務につきましては、管理・更新されている端末運用管理事業者様にて継続して運用いただいた方が対応の迅速化や品質管理の面で良いと思われます。本調達の範囲から外していただけますでしょうか。 コールセンター経費については、本調達で対応する役務を求めておりません。
11	カラープリンタ等	調達仕様書 P22	5.1 作業実施体制	統括事業者様・端末運用管理事業者様の担当者及び体制について、事前にご提示いただくことは可能でしょうか。 詳細については、契約後にお示しいたします。
12	カラープリンタ等	調達仕様書 P29	5.4.1.開発業務(1). ③	「機構が指定する作業場所」について、弊社製品開発・設計拠点、保守拠点、テスト実施拠点等も含まれますでしょうか。 当該項目に貴社の製品開発・設計拠点・保守拠点・テスト実施拠点は含まれません。調達仕様書に記載のとおり「機構が指定する作業場所」は機構の拠点を意図しております。
13	カラープリンタ等	調達仕様書 P39	8.1.2 受託実績	「・半年間のうちに、数百台の拠点展開を実施」は「1拠点において、1回で数百台の拠点展開を実施」に包含される内容だと思いますので、「・半年間のうちに、数百台の拠点展開を実施」ではなく「・半年間のうちに、数百台の拠点展開を実施」の実績があることが本案件において望ましいと考えております。記載の見直しについてご検討ください。 ご指摘を踏まえ、調達仕様書の記載の見直しを検討いたします。

「日本年金機構プリンタ設備等(カラープリンタ等)のリース及び保守業務等 一式」
調達仕様書(案)に係る意見招請等の回答について

令和8年6月

日本年金機構
システム企画部

項番	照会事項			回答	
	案件	頁	章番号等		
14	カラープリンタ等	調達仕様書 P30	5.5 作業の管理に関する要領	機構様から提示される統合線表に沿ってスケジュール策定することを記載してはいかがでしょうか。 機構から提示される統合線表に沿って、各作業をスケジュール上に適切に割り当てること。なお、統合線表は、各事業者の主要な成果物ごとに作業期間を示した粒度で作成されるものとする。	機構が中心となって、全体のスケジュール概要を策定する内容への修正を検討いたします。
15	カラープリンタ等	要件定義書 P4	4.1.1 ユーザービリティ要件 (1)(2)(3)(4)	【機構様向け】要件緩和 依頼事項 ユーザービリティ要件について具体的な記載を頂いておりますが、その判定は個人の感覚に委ねる内容となっているため、すべての項目においてすべてのユーザー様がご納得いただける内容であるかは判断ができません。従いまして、以下の例を参考に要件に緩和をお願いします。 (1)指示や状態のわかりやすさ 色の違いを識別しにくい利用者(視覚障害のかた等)を考慮し、利用者への情報伝達や操作指示を促す手段はメッセージを表示する等とし、可能な限り色のみで判断するようなものは用いないこと。	ご指摘のとおり、個人の感覚に委ねられる内容となっているため、誤操作を生じさせるようなIFについては、受託者は機構と改善のための協議に応じる旨を追記いたします。
16	カラープリンタ等	要件定義書 P5	4.3.1機器台数及び設置場所(1)	お客様において機器の移設を行う場合は、本調達の役務範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、機器の移設については本調達の役務範囲外となります。ただし、移設に必要なIPアドレス変更手順や動作確認手順等については運用マニュアル等に記載し、本調達受託者以外でも実施できるよう、ドキュメントを整備頂きます。
17	カラープリンタ等	要件定義書 P6	4.5.1 完全性要件	相談事項 以下の記載に見直しをお願いいたします。 ※本件、機器のカウンタ情報についての記載と理解しました。 (見直し前) 印刷中にハードウェア障害が発生した際に印刷ページの欠損を生じさせないこと及びMIB情報のデータ欠損が生じないことを保証すること。 (見直し後) 印刷中にハードウェア障害が発生した際に印刷ページの欠損を生じさせないこと及びMIB情報のデータ欠損が生じないこと。 (理由) MIB情報はメーカー保証外のため。	ご指摘を踏まえ、「MIB情報のデータ欠損が生じないことを保証すること。」のうち「保証すること」の文言は削除いたします。
18	カラープリンタ等	要件定義書 P6	4.6.1 機能の拡張性	CPRIにおいて、NICを増設する場合は、端末運用管理事業者様と契約を締結したうえで増設作業を行う旨が記載されていますが、増設するNIC本体の費用は本調達に含まれますでしょうか。また、具体的な契約手続きをご教示ください。	増設するNICは別途調達するため、本調達の費用には含まれません。契約手続きの詳細については、契約後にお示しいたします。
19	カラープリンタ等	要件定義書 P6	4.7上位互換性に関する事項	「印刷指示等を行う端末においてオペレーティングシステムのバージョンが上がった場合の対応についても本調達に含むため留意すること。」との記載がありますが、将来に発生する可能性のあるオペレーティングシステムのバージョンアップ内容・回数が現時点で確定していないため、対応費用については別途協議とさせていただけないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、本調達に含むオペレーティングシステムのバージョンアップへの対応は、機構の次期の端末更改におけるオペレーティングシステムのバージョンアップのみである旨、要件定義書に明記いたします。
20	カラープリンタ等	要件定義書 P12	4.11.3 ハードウェア要件 (3)トナー及び設置卓 表4.11.3.2 トナー及び設置卓の要求仕様	項番2「配送・納品」において、「製造年月日を判別できるラベルを作成し、個々の箱及び、カートリッジ等に貼付すること。」とありますが、本案件で提案する製品において製造年月日を判別できるラベルを作成及び貼付を行うことができません。記載を削除いただけますでしょうか。	ご指摘を踏まえ、製造年月日に関する記載は削除いたします。

「日本年金機構プリンタ設備等(カラープリンタ等)のリース及び保守業務等 一式」
調達仕様書(案)に係る意見招請等の回答について

令和8年6月

日本年金機構
システム企画部

項番	照会事項			回答	
	案件	頁	章番号等		
21	カラープリンタ等	要件定義書 P12	4.11.3 ハードウェア要件 (3)トナー及び設置卓 表4.11.3.2トナー及び設置卓の要求仕様	項番2「配送・納品」において、「使用済みシールを同梱すること」とありますが、本案件で提案する製品において、使用済みシールの同梱はございません。記載を削除いただけますでしょうか。	ご指摘を踏まえ、使用済みシール同梱に関する記載は削除いたします。
22	カラープリンタ等	要件定義書 P19	4.13.1 テスト工程別の作業概要 表 4.13.1.1テスト概要	4.13.2留意事項に「SCANIにおける読み取りテストは、受託者が端末運用管理事業者と連携して実施する。」とあります。 表 4.13.1.1テスト概要 スキャナ読み取りテストは、端末運用管理事業者様と連携してテスト(総合テストを想定)を実施することを明記いただけますようお願いいたします。 同様に調達仕様書 表 1.4.2.1関連事業者一覧のカラープリンタ等導入事業者の説明欄にもスキャナ読み取りテストに関する記載をお願いいたします。	ご指摘を踏まえ、要件定義書の中でテストの詳細を記載している箇所にご指摘内容を追記いたします。
23	カラープリンタ等	要件定義書 P19	4.13.1 テスト工程別の作業概要 表 4.13.1.1テスト概要	項番4 基盤結合テスト、項番5 総合テスト 各機構内システムとの試験に関する調整等は、機構様にて実施されるとっております。 その旨を備考欄に追記していただけないでしょうか。 「各機構内システムとの試験に際して、試験計画の検討・立案・調整及び試験状況の収集は機構にて実施する」	機構が中心となって、試験計画の検討・立案を実施する等の追記を検討いたします。なお、受託者からも機構内システムとの試験計画に関する調整を行う場合があることを想定しています。
24	カラープリンタ等	要件定義書 P21	4.13.3 留意事項 (2)	「受託者は、必要であれば、現地調査を行うことも可能である」との記載がありますが、具体的にどのような手続きが必要でしょうか。	現地調査に関する調整は統括事業者にて実施しますが、必要な手続きの詳細については契約後にお示しいたします。
25	カラープリンタ等	要件定義書 P21 P22	4.14.4 拠点展開作業(リハーサル対応) (2) 4.14.5 拠点展開作業(当日対応) (2)	確認事項 (対象部分) 4.14.4 拠点展開作業(リハーサル対応) (2) リハーサルで使用する機器の搬入、設置、LAN接続、電源接続、ラベル貼付、耐震補強、各種設定等を行うこと。 4.14.5 拠点展開作業(当日対応) (2) 機器の搬入、設置、LAN接続、電源接続、ラベル貼付、耐震補強、各種設定等を行うこと。 (確認事項) 「耐震補強」の記載がありますが、具体的にどのような補強を希望されているかを教えてください。	誤記のため要件から耐震の記載を削除いたします。
26	カラープリンタ等	要件定義書 P21	4.14.5拠点展開作業(当日対応) (1)	養生作業が必要となる場所の調整は受託者の役務でしょうか。	養生作業が必要となる場所の調整は、別途調達する統括事業者の役務となります。
27	カラープリンタ等	要件定義書 P21 関連事業者との役割分担表	要件定義書 4.14.4(1)養生作業 4.14.5(1)養生作業 関連事業者との役割分担表 項番178 項番223	養生作業について、別紙1「要件定義書」と別紙2「関連事業者との役割分担表」の記載と相違しています。どちらの記載が正しいのでしょうか。	ご指摘を受けて確認したところ、別紙1「要件定義書」の記載が正しいため、別紙2「関連事業者との役割分担表」の記載内容を修正いたします。
28	カラープリンタ等	要件定義書 P22	4.14.5 拠点展開作業(当日対応) (2)	機器の搬入・設置等について、作業内容を検討するにあたり、参考資料として現時点での各拠点のプリンタ等の設置図面を提示いただくことは可能でしょうか。	契約後にお示しいたします。

「日本年金機構プリンタ設備等(カラープリンタ等)のリース及び保守業務等 一式」
調達仕様書(案)に係る意見招請等の回答について

令和8年6月
日本年金機構
システム企画部

項番	照会事項			回答	
	案件	頁	章番号等		
29	カラープリンタ等	要件定義書 P26	表4.17.1.2 サービスレベル設定項目	(※)交通事情、天候事情及び天変地異等により作業に実施が困難な場合であって、これが受託者の責に抛らない場合は本サービスレベル項目の対象から除外する。 →除外対象の中に[離島]を含めてはいかがでしょうか。	ご指摘を踏まえ、サービスレベル項目の除外対象に離島を含めて記載いたします。
30	カラープリンタ等	成果物一覧	項番9、13、30	「MACアドレス一覧」を提出する旨の記載がありますが、どのような用途で必要となるのでしょうか。作業負荷の平準化を考慮し、機器納品後のご提示とさせていただきますでしょうか。	機構におけるセキュリティ面での対策を行ううえで必要となりますので、「別紙5:成果物一覧」の期限どおり、提出をお願いいたします。
31	カラープリンタ等	機器本体仕様一覧	項番2	印刷方式について「レーザー又はインクジェットであること。」の記載がありますが、ビジネスでの使用を想定すると、細かい文字等を含んだカラー文書を印刷するにはレーザー機が適していると思われまます。印刷方式をレーザーに限定してはいかがでしょうか。	印刷方式だけでなく、その他の仕様も含めてトータルで適切な機器を選定する観点から、印刷方式の仕様は現行の記載どおりといたします。
32	カラープリンタ等	機器本体仕様一覧	項番4	項番4「印字速度 連続プリント」にて「24枚/分であること。」と記載がありますが、「24枚/分以上であること。」の誤記でしょうか。誤記の場合、記載を修正いただけますでしょうか。	ご指摘のとおり、項番4「印字速度 連続プリント」の「24枚/分であること。」という記載を「24枚/分以上であること。」に修正いたします。
33	カラープリンタ等	機器本体仕様一覧	項番8	項番8「対応用紙」にて、「普通紙、再生紙及びシール帳票に対応すること。」とありますが、今回ご提案する機器においてシール帳票は仕様外の用紙となりますので、通紙評価が必須となります。そのため、下記記載に修正いただけますでしょうか。 「普通紙・再生紙に対応すること。また、シール帳票についても別途機構より提示するサンプル帳票にて印刷検証を行い、検証結果を機構に報告のうえ対応を協議すること。」	ご指摘を踏まえ、シール帳票利用時の対応について機構と協議する旨を追記いたします。
34	カラープリンタ等	機器本体仕様一覧	項番11	イメージデータ送信の際に、SMB3.0を使用し、通信の暗号化をする必要はないのでしょうか。	ご指摘のとおり、説明が不足しておりましたため、該当箇所に通信の暗号化が必要である旨を追記いたします。
35	カラープリンタ等	機器本体仕様一覧	項番6	例示された図について、以下の認識で合っているか。 ・赤枠点線の内側：印刷可能であること。 ・赤枠点線の外側：印刷可否は問わない。	ご認識のとおりです。記載が分かりにくいため修正いたします。
36	カラープリンタ等	機器本体仕様一覧	項番12	CPRの要求仕様を「1200W以下であること」に緩和願いたい。	ご要望を踏まえて、CPRの最大消費電力を「1200W以下であること」に緩和いたします。
37	カラープリンタ等	機器本体仕様一覧	項番17	自動検針装置を必須条件から外していただきたい。	ご要望を踏まえて、自動検針装置は必須要件から削除いたします。
38	カラープリンタ等	機器本体仕様一覧	項番23 項番24	端末運用管理事業者様の拠点に設置している管理コンソールは、原則、端末運用管理事業者様のみが操作可能となる認識のため、以下の条件の追加をご検討ください。 「なお、管理コンソールからのバージョンアップに際しては、運用管理事業者者に対してバージョンアップ資料および手順を提示し、同事業者からの処理結果および証跡の受領を計画的に進めるものとする。」	プリンタの設定変更及びファームウェアアップデートを実施する手段として管理コンソールは必須とはしないこととしたため、現地に赴いての設定変更及びファームウェアアップデートも可能とする旨を記載いたします。 なお、端末運用管理事業者の拠点に設置している管理コンソールを用いたメンテナンスが必要となった場合に備えて、操作する業者に関する記載の見直しを検討します。
39	カラープリンタ等	関連事業者との役割分担表	項番130 項番181 項番198 項番227	「機器本体仕様一覧」では耐震に関する機器仕様は定められておりません。一方で、「別紙2 関連事業者との役割分担表」の項番130,181,198,227に、耐震に関する記載がありますので、作業項目として不要な場合は削除いただけますでしょうか。	ご指摘のとおり、作業項目として不要なため耐震に関する記載は削除いたします。